

経済産業省委託事業

ASEAN における実用新案/小特許に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

目 次

第 1 章	はじめに	3
第 2 章	ブルネイ・ダルサラーム	5
第 3 章	カンボジア	6
第 4 章	インドネシア	9
第 5 章	ラオス	13
第 6 章	マレーシア	16
第 7 章	ミャンマー	24
第 8 章	フィリピン	25
第 9 章	シンガポール	34
第 10 章	タイ	35
第 11 章	ベトナム	40

第1章 はじめに

1. 調査の概要

本報告書は、ASEAN 加盟諸国における実用新案/小特許（以下、各国の法令中の記載を除き、「実用新案」として統一して表記する。）制度について報告するものである。

実用新案制度の内容は各国により異なるが、総じて、進歩性の要件が課せられていなかったり、緩和されており、あるいは実体審査を行わず方式審査のみを行ったりするなど、特許と比べて権利付与を受けやすいという特徴がある。そのため、一部の新興国、典型的には中国において、冒認出願等第三者による不正な出願が行われ、その結果登録された権利によって日本企業の事業活動が支障を来す等の深刻な弊害が指摘されている。

今回調査を行った ASEAN 加盟諸国において、現状、かかる問題が顕在化しているものではないが、ASEAN 加盟諸国の経済成長とそれに伴う産業財産権制度の整備・活用が進む中で、かかる問題が生じてくることは十分に考え得るところである。

本報告書は、以上のような問題意識に基づき、ASEAN 加盟諸国における実用新案制度につき、審査及び権利行使の場面における問題について、実際の事例を交えつつ報告するものである。

具体的な調査事項は以下のとおりである。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 方式審査の有無、内容 |
| 2 | 実体審査の有無、内容 |
| 3 | 同時出願の可否 |
| 4 | 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否— |
| 5 | 登録された権利を無効にし又は取消するための手段 |
| 6 | 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例 |
| 7 | 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁 |
| | (1) 先使用の抗弁 |
| | (2) 外国における公知の抗弁 |

2. 調査方法

本調査は、本報告書中及び末尾に掲げた関係法令、並びに日本語及び英語文献を参照した他、末尾協力事務所一覧表に記載の現地の法律事務所に対し、約2ヶ月にわたり、電子メールによる文書での照会及び回答の受領、並びにインタビューを繰り返す方法により調査を行った。

なお、本報告書の各章は、末尾に掲げた担当者一覧表記載の担当者がそれぞれ担当した。

3. 注意事項

- ・ 当職らは、日本法の弁護士であり、日本以外の法域に係る法的論点について助言すべき立場になく、本書の内容は、いずれも、各国の現地事務所の見解（文書で確認した見解）に依拠するものである。各国の現地法律事務所からは、概ね資料や文書による回答を得ているものの、未だ開示を受けていない資料等の情報が一定程度存在すること、本報告書の内容はあくまで調査対象を限定した分析にとどまり、各国の実用新案／小特許に関する法的規律につき必ずしも網羅的に記載したものではない点につき留意されたい。
- ・ 本報告書に引用した法令の和訳及び英訳は、内容が最新でないものが含まれている可能性もあり、また訳の正確性が保証されているものではないことに十分にご留意されたい。
- ・ 本報告書提出後の法改正等によって本報告書記載の情報は変わる場合があり、また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではない点に留意されたい。

第2章 ブルネイ・ダルサラーム



ブルネイ・ダルサラームには、実用新案/の保護制度は存在しない。

第3章 カンボジア



カンボジアにおいては、「特許、実用新案及び意匠に関する法律」(Law on Patent, Utility Model Certificates and Industrial Designs。以下「カンボジア特許法」という。)¹が2003年1月に施行された²。

1. 方式審査の有無、内容

方式審査は行われる。出願人は、実用新案登録出願に際し、以下の書類を提出しなければならない。これらを充足することが方式審査の要件である(カンボジア特許法第70条で準用される同法第16条から第21条、第27条から第32条)。

- ✓ 出願人の名称、住所、国籍、居所を記載した願書。
- ✓ 明細書。明細書の記載は、当該技術に関連する一般的な技術を持った者が当該考案を実施するにあたって十分に明瞭かつ完全な方法で記載されなければならない。また、出願人が知っている、最善の考案の実施方法が示されていない。
- ✓ 1又は複数のクレーム。クレームの内容は、保護を求める内容を記載した、明瞭かつ簡潔で、明細書の記載の範囲に含まれていない。
- ✓ 考案の理解に必要な場合には、1又は複数の図面を添付する。
- ✓ 要約。ただし、要約は保護の範囲の解釈には影響を与えない。
- ✓ 出願人の権利を正当化する書面。すなわち、出願人が当該考案の考案者である場合には、その旨を記載しなければならない。出願人が当該考案の考案者でない場合には、考案者の名前及び住所を明らかにするとともに、出願人の権利を正当化する根拠を記載する。
- ✓ 出願が代理人による場合には、委任状(Power of Attorney)を提出する。
- ✓ パリ条約で定められているとおり、より早く出された国内出願、地域出願、又は国際出願のうち、より早いものに基づいて優先権主張をすることが許されている。優先権主張がされた場合には、登録官は、出願人に対し、当該出願を提出した当

¹ 特許庁の日本語訳 (http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/cambodia/tokkyo.pdf)

WIPOの英語訳 (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=180042)

² JETRO「カンボジア知財レポート」(2013)1頁 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/ip/pdf/laws_kh.pdf)

局の認証付きの出願書類の写しの提出を求めることができる。

- ✓ 登録官は、カンボジアで出願された考案と同一又は類似する考案について外国で行われた出願に関する情報を提供するよう、出願人に請求できる。出願人は登録官の請求があったときには、外国出願の出願日及び出願番号、外国出願に対して実施された調査又は審査に関して出願人が受領した通信の写し、外国出願に基づく実用新案登録書類の写し、外国出願に対する最終的な拒絶決定書類の写し、外国出願に対し付与された実用新案権を無効とする最終決定書類の写しを提供しなければならない。

2. 実体審査の有無、内容

実用新案が有効であるための実体的要件は、新規性及び産業上の利用可能性である（実用新案に関しては、進歩性は要求されない。）が、実体審査は行われない（カンボジア特許法第 72 条は、特許の実体審査に関する同法第 36 条が実用新案登録出願には準用されない旨規定している。）。

3. 同時出願の可否

同一の発明について実用新案及び特許の同時出願を行うことはできない。ただし、出願が認められる、又は拒絶されるまでは、実用新案出願を特許出願に変更することも、特許出願を実用新案出願に変更することも可能である。かかる変更を行った場合でも、元の出願における出願日が維持される（カンボジア特許法第 75 条）。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

カンボジアでは、実用新案権侵害に対し、民事訴訟を提起することができるが、かかる訴訟提起に際し、日本における実用新案技術評価書又はこれに類する書類は要求されていない。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

カンボジア特許法第 74 条、第 65 条から第 67 条により、裁判所に対し実用新案権の無効を求めることができる。実用新案権が無効とされるための要件は以下のとおりである。

カンボジア特許法 第 74 条

第 65 条から第 67 条までに基づく手続において、管轄裁判所は、次の何れかの理由によ

り実用新案証³を無効とする。

- (i) 第6条、第8条、第9条及び第69条を考慮して、クレームされた考案が実用新案証に適合でないこと
- (ii) 明細書及びクレームが第18条及び第19条並びにそれらに関する規則により規定する要件を遵守しないこと
- (iii) 考案の理解に必要な図面が提出されていないこと
- (iv) 実用新案証所有者が考案者又はその権原承継人でないこと

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

カンボジアでは、冒認により出願された実用新案を無効とした事例は確認できないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

実用新案権の効力は、実用新案権が付与される出願の出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前にカンボジアにおいて、善意で、考案を実施していたか又は当該実施のために効果的かつ真摯な準備を行っていた何人かがなした行為には適用されないものとされており、いわゆる先使用の抗弁を主張可能である（カンボジア特許法第70条で準用される同法第44条(iv)号）。

(2) 外国における公知の抗弁

外国における公知となっている場合には、新規性がなく、当該実用新案が無効であるとの抗弁を主張できるとのことである。

³ 本報告書では実用新案権としたが、条文の引用は、特許庁による仮訳に従っており「実用新案証」との記載をそのままとした。

第4章 インドネシア



実用新案について特に定められた事項を除き、インドネシア特許法⁴(Law No. 14 of 2001 regarding Patents) 法において定められた特許に関する規定は、実用新案に対しても準用される(同法第104条。以下、同条文は逐一引用しないこととする。)

1. 方式審査の有無、内容

インドネシア特許庁における、実用新案登録出願の方式要件として、以下の記載があることを要する。

インドネシア特許法 第24条

- (1) 特許出願は、総局に対して、インドネシア語による書面で行われる。
- (2) 当該出願の様式には次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 出願の年月日
 - (b) (a)にいう出願人の明瞭かつ完全な住所
 - (c) 発明者の完全な名称及び国籍
 - (d) 出願が代理人を通して行われる場合には、当該代理人の完全な名称及び住所
 - (e) 出願が代理人により行われる場合には、特別な委任状
 - (f) 特許の付与の請求
 - (g) 発明の名称
 - (h) 発明に含まれるクレーム
 - (i) 発明を実施する方法を完全に開示した発明に関する明細書
 - (j) 発明の説明に必要なとされ、明細書において述べられている図面
 - (k) 発明の要約
- (3) 出願の手続に関する更なる規定は、政令により定められる。

この中で特に注意が必要な点は、以下のとおりである。

- ・ 出願申請書は、インドネシア語で記載されたものでなければならない(インドネ

⁴ インドネシア特許法については、特許庁による日本語訳が入手可能である

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf)。また、WIPOの英語訳が入手可能である(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132)。

シア特許法第 24 条第 1 項)。英語で記載された申請書も受け付けられるが、出願の日から 30 日以内にインドネシア語訳を提出する必要がある(同法第 30 条第 2 項)、これをしない場合は申請を取下げたとみなされる(同条第 3 項)。

- ・ 出願者が現地の住所を有しない場合、出願は、登録された知的所有権コンサルタント(インドネシア特許法第 25 条。これは出願代理人の意味であり、わが国の実用新案法第 2 条の 5 第 2 項が準用する特許法第 8 条が定める「特許代理人」に相当する。)を通して行わなければならない(インドネシア特許法第 26 条第 1 項)。
- ・ 出願申請書には、当該出願に対応する外国出願の出願国、出願日及び出願番号を記載しなければならない。

2. 実体審査の有無、内容

インドネシア特許庁は、実用新案登録審査の際、実体的要件の審査も行う。もっとも、その審査対象は、新規性と産業上の利用可能性に限られ、進歩性については審査されない(インドネシア特許法第 105 条第 5 項)。

3. 同時出願の可否

インドネシアにおいては、同一の発明について、特許と実用新案を同時に登録出願することはできない。

ただし、登録出願の区分を特許から実用新案に、又は実用新案から特許に変更することはできる(インドネシア特許法第 37 条)。これは、実体審査が完了するまでの間に行うことができる。この場合の出願日は、出願区分を変更する前の出願日が維持される。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

実用新案の権利者が権利行使をするにあたっては、(わが国において必要とされている)実用新案技術評価の取得等の要件は不要である。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

だれでも、登録された実用新案について、インドネシア商事裁判所に対し、インドネシア特許法第 90 条及び第 91 条に基づき、取消訴訟を提起することができる。

取消の請求は、当該実用新案が、同法第 2 条、第 6 条又は第 7 条の要件を満たさない場合に認められる(各条文を以下に引用する。)

第2条

- (1) 特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。
- (2) 発明は、その発明が当該技術に関する通常の専門知識を有する者にとってそれ以前には予期し得ない事項から成る場合には、進歩性を有する。
- (3) 発明が予期し得ない事項から構成されるものではないという判断は、特許出願をした時現に存在し、又はその出願が優先権の主張を伴ってなされた場合には最初の出願がなされた時既に存在した専門知識を査定することによって行われなければならない。

第6条

新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、小特許（簡易特許）として法的保護を受けることができる。

第7条

次に掲げる発明については、特許を受けることができない。

- (a) その公表及び使用又は実施が、現行の法規、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は製品
- (b) 人及び/又は動物に対する検査、処置、治療及び/又は手術の方法
- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法、又は
- (d) (i) すべての生物。ただし、微生物を除く。
(ii) 植物又は動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

知る限り、冒認出願された実用新案を無効とした事例はないとのことである⁵。

なお、従業員兼取締役が既に行っていた特許出願について、その発明は使用者が提供した資料に基づいて、他の従業員とともに創作されたとして、使用者による再度の特許登録請求が認められた事例がある（PN No. 32/PATEN/2005/PN.NIAGA.JKT.PST と、その控訴審である No. 581 K/Pdt.Sus/2008）。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

⁵ インドネシア商事裁判所は、裁判例を公表しないとのことであった。

インドネシア特許法第 13 条は、先使用者の保護を認めている。しかし、これによる保護を受けるためには、インドネシア特許庁に対し特許又は実用新案の登録出願を行うことが必要である（同法第 15 条）。

(2) 外国における公知の抗弁

新規性の審査は、全世界の範囲で行われる。そのため、世界のいずれかの地で出願前に公表されていた発明については、特許登録されない。

実用新案登録が、新規性欠如を理由として取消された事例として、PT. Niko Elektronik Indonesia 対 Edijanto 事件が挙げられる（*Case No. 042/Paten/2008/PN.Niaga.Jkt.Pst Jo.*）。被告（Edijanto）特許は 2004 年に出願されたものであるところ、インドネシア商事裁判所においては、原告（Niko 社）は同特許の実施品を「New Trend 2003」という自社カタログに掲載した上で、2004 年には中国から輸入した同製品をインドネシア国内で販売していたことが認定された。そして、同裁判所は、2003 年の時点で同特許の発明が公表されていたことを認め、同特許の新規性を否定した。インドネシア最高裁も、上訴審においてこの判断を支持している（*Supreme Court Cassation Decision No. 861 K/Pdt.Sus/2008 Jo. Reconsideration Decision No. 075 PK/Pdt.Sus/2009*）。

第5章 ラオス



ラオスにおいては、特許、実用新案及び意匠について規定した「知的財産法」(The Law on Intellectual Property (Amended)。以下「知的財産法」という。) ⁶が 2011 年 12 月 20 日に議会により公布された。

1. 方式審査の有無、内容

実用新案登録出願は、科学技術省 (Ministry of Science and technology (MOST)) の知的財産局 (Department of Intellectual Property。なお、知的財産法上「科学技術省」との文言が用いられているため、これに合わせて科学技術省と記載する。) に対して行う。実用新案登録出願を受けた科学技術省は、方式審査を行い、当該出願が完全であり、方式要件を満たしているかどうかを確認する。当該出願が不完全であった場合、科学技術省はそれを出願人に通知し、出願人は、通知の日から 60 日以内に出願の不備を補うことができる (ラオス知的財産法第 38 条)。

実用新案登録出願書類には、以下のものが含まなければならない (ラオス知的財産法第 31 条第 1 項)。

- ✓ 実用新案登録出願の願書
- ✓ 代理人を通じて出願する場合には、代理人の名前及びラオス国内の住所を記載した委任状 (Power of Attorney)。
- ✓ 明細書。明細書の記載は、当該分野において一般的な技術を持った者をして、当該技術の理解及び利用を可能にするような、明瞭かつ完全なものでなければならない。また、考案の最良の実施方法が示されていなければならない。
- ✓ 明確に定義された、1 又は複数の実用新案登録請求の範囲 (クレーム)。
- ✓ 考案の理解に必要な場合には、1 又は複数の図面。
- ✓ 技術情報の概要を記載した要約書。
- ✓ 手数料の領収書

なお、実用新案登録出願は、ただ一つの考案、又は国際分類に準拠して一つの発明概念に関連づけられる一群の考案についてのみ行うことができる (ラオス知的財産法第 31 条

⁶ WIPO の英語訳 (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=310926)

第3項)。

科学技術省は、出願を受けた後、少なくとも以下の事項を備えていれば、出願を受け入れた上で、出願日を指定する(ラオス知的財産法第31条第4項)。

- ✓ 出願人の名前、住所及び国籍
- ✓ 発明者の名前
- ✓ 明細書
- ✓ 所定の出願手数料

2. 実体審査の有無、内容

方式審査の後に、科学技術省は実体審査を行い、当該出願が実用新案を付与されるための実体的要件を満たしているかどうかを確認する(ラオス知的財産法第40条第1項)。実用新案の実体審査は、既存の技術知識に基づいて行われる(ラオス知的財産法第41条第1項)。なお、登録のための実体要件としては、新規性、進歩性(ただし、特許の進歩性よりも小さいとされる)産業、手工業、農業、漁業又はサービスの分野での産業上の利用可能性が必要とされている(ラオス知的財産法第14条)

3. 同時出願の可否

実用新案権及び特許権の同時出願を行うことはできない。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

ラオスでは、上記2. で述べたとおり、実用新案権についても実体審査が行われており、権利行使に当たって、実用新案技術評価書に相当する評価を得る必要はない。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

実用新案につき、人民裁判所(People's Court)が無効との判決を出した場合、科学技術省は、これに従って、当該実用新案を取り消すとされている(知的財産法第136条)。

6. 冒認出願実用新案を無効とした実例

ラオスでは、冒認出願された実用新案権を無効とした実例は確認できないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

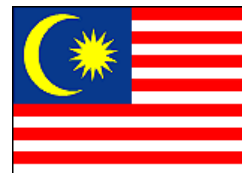
(1) 先使用の抗弁

不明である。

(2) 外国における公知の抗弁

知的財産法第 14 条によれば、実用新案が付与されるための新規性の要件として、出願から遡った 1 年以内において、ラオス国内において知られ、又は使用されたことがないことが必要と定められている。したがって、外国における公知によって新規性は失われない。したがって、そもそも外国における公知は実用新案権登録の要件とされず、抗弁とはならない。

第6章 マレーシア



1. 方式審査の有無、内容

マレーシアにおける実用新案証出願の方式審査は、マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)) の特許登録官 (The Registry) によって行われる。

方式審査の内容は、「1983年マレーシア特許法」(the Patents Act 1983「特許法」)⁷及び「マレーシア特許規則」⁸(Patents Regulations 1986「特許規則」)に定められている。実用新案についての審査手続は原則として特許と同様であるが、一部条文の読み替え⁹などが存在する(特許法第17A条)。

出願人は、実用新案証出願を行うに当たって、様式14¹⁰を用いて、所定の手数料である1万3,000マレーシア・リングギ(電子出願の場合)又は1万4,000マレーシア・リングギ(通常出願の場合)を支払わなければならないとされている。登録官は、出願書類受領の日を出願日として記録する(特許法第28条)。

マレーシア特許法 第28条 出願日

- (1) 登録官は、出願書類受領の日を出願日として記録するものとする。
ただし、出願書類が次に掲げる事項を含んでいることを条件とする。
 - (a) 出願人の名称及び宛先
 - (b) 考案者の名称及び宛先
 - (c) 明細書
 - (d) クレーム、及び
 - (e) 出願書類の受領時に所定の手数料が納付されていることを示すもの
- (2) 登録官が、出願書類の受領時に(1)の規定が満たされていないと認定したときは、登録官は出願人に対し、必要な訂正を行うよう要求するものとする。
- (3) 出願人が(2)にいう要求を遵守したときは、登録官は、要求した訂正を受領した日を出願日として記録しなければならないが、また、出願人がそのように遵守しなかったときは、登録官は、その出願を無効として処理しなければならない。
- (4) 出願人が、実際には出願書類に含まれていない図面に言及している場合は、登録官

⁷ 特許庁の日本語訳 (<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo.pdf>)。WIPOの英語訳 (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304546)。

⁸ 特許庁の日本語訳 (http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo_kisoku.pdf)。

⁹ 特許法第17A条第2附則にて読み替えがなされているが、以下読み替え後の条文を摘示する。

¹⁰ 特許規則に規定されている様式を意味する(以下同様である。)

は出願人に対し、欠落している図面を提出するよう要求するものとする。

- (5) 出願人が(4)にいう要求を遵守したときは、登録官は、欠落していた図面を受領した日を出願日として記録しなければならないが、かつ、出願人がそのように遵守しなかったときは、登録官は、出願書類受領の日を出願日として記録しなければならないが、前記図面へは言及しないものとする。

実用新案の考案を特定するクレームは、一つでなければならない点には留意する必要がある（特許法第 28 条第 1 項(d)参照）。

登録官は、実用新案証出願の出願日の記録した場合、出願人に対して出願日及び出願番号を記載した出願証明書（certificate of filing）を交付し（特許規則第 25 条）、その後初期的な審査に移る。同審査においては、出願が、特許規則第 26 条の形式的要件を満たしているか否かが審査される。これらは同規則第 5、6、7(1)、8、9、11、18、51 条に規定されているとおり、使用する紙の大きさが正しいか、手数料が正しいか、資料が印刷又はマイクロフィルムによって複製することに適しているか等の形式的で非技術的な事項に関連する審査である。

書類の不備があった場合には、出願人に通知され、補正のために 3 か月の期間を与えられる（特許規則第 26 条第 2 項）。

マレーシア特許規則 第 25 条 出願日

- (1) 登録官は、実用新案証出願の出願日を記録した場合、出願人に対して、出願日及び出願番号を記載した出願証明書を、要請書の写しの形式で交付する。
- (2) 特許法第 28 条(2)に基づく登録官の補正要求に応じた補正書は、登録官の要求日から 3 月以内に提出されなければならない。
- (3) 登録官が、特許法第 28 条(3)に基づき出願を無効とする場合、登録官はその理由を書面により出願人に通知するものとする。
- (4) 特許法第 28 条(4)の規定に基づく図面は、登録官の要求日から 3 月以内に提出されなければならない。

マレーシア特許規則 第 26 条 予備審査

- (1) 規則 5、規則 6、規則 7(1)、規則 8、規則 9、規則 10、規則 11、規則 18 及び規則 51 の要件は、特許法第 29 条(1)の適用上、方式要件とする。
- (2) 特許法第 29 条(2)が適用される場合、登録官は、その認定を出願人に通知するものとし、出願人は、登録官の通知の郵送日から 3 月以内に、かかる認定に対する自己の意見を陳述し若しくは自己の出願の補正を行い、又はその両方を行うことができる。

2. 実体審査の有無、内容

マレーシアにおける実体審査は、実用新案証出願が特許法及び特許規則に規定する要件を満たすか否かを判断することによって行われる。新規性や明細書及びクレームの明確性については特許権出願の場合と同様に審査されるが(特許法第 30 条、特許規則第 27C 条)、特許権の審査と異なり、進歩性の要件は必要とされていない(特許法第 17 条第 2 項、第 15 条)。

実体審査は、以下の予備審査及び様式 5 における出願人の実体審査請求に続いてなされる。実体審査にかかる手数料は、9 万 5,000 マレーシア・リングギ(電子出願の場合)又は 11 万マレーシア・リングギ(通常出願の場合)であり、出願日から 18 か月以内になされなければならない(特許規則第 27 条第 1 項)。実体審査においては、全ての実体及び形式要件を満たすか否かが審査される。

なお、マレーシアには修正実体審査という特徴的な制度が存在する。修正実体審査とは、簡略化された審査手続を意味する。具体的には、マレーシアにおける出願と基本的に同一の考案に関し、実用新案権がマレーシア以外の所定の国において又は所定の条約に基づいて、その出願人又は権利者に付与されている場合、同外国の実用新案と出願の対象となる考案が一致していれば、新規性や産業上の利用可能性といった実体要件が自動的に満たされるといった審査手続である(特許法第 29A 条、第 30 条)。出願人が、修正実体審査請求を求めたときは、修正実体審査請求は、様式 5A に基づいてなされなければならない(特許規則第 27A 条)、6 万マレーシア・リングギ(電子出願の場合)又は、6 万 4,000 マレーシア・リングギ(通常出願の場合)の費用がかかる。

実体審査請求において、登録官は、外国の実用新案証出願手続によって実行された文献調査又は審査の結果に関する情報等を出願人に求めることができるとされている(特許法第 29A 条)。

マレーシア特許法 第 29A 条 実体審査又は修正実体審査の請求

- (4) 登録官は出願人に対し、実体審査請求書を提出するときに次に掲げるものを提出するよう要求することができる。
- (a) マレーシア以外において当該出願人又はその前権利者により、国内、地域又は国際工業所有権官庁宛に提出された、実用新案証若しくは工業所有権保護に関するその他の権利を求める出願に関する所定の情報又は所定の関係書類
 - (b) 実体審査の請求対象とされている出願においてクレームされている実用新案と同一又は基本的に同一の実用新案に関し、特許協力条約に基づく国際調査機関により行われた調査又は審査の結果に関する所定の情報

登録官が出願が実体審査を満たさないと判断した場合には、登録官からその旨の意見

(adverse report) が出される (特許法第 30 条第 3 項)。出願人は、これに対して 2 か月の応答期間を与えられ、出願を修正し又は反論の機会を与えられる (特許規則第 27C 条第 4 項)。

マレーシア特許法 第 30 条 実体審査及び修正実体審査

(3) 審査官が(1)又は(2)に従って、(1)又は場合により(2)にいう要件の何れかが遵守されていない旨を報告したときは、登録官は出願人に対し、所定の期間内にその報告書について意見書を提出するための及びこれらの要件を遵守するために出願を補正するための機会を与えなければならない、また、出願人がこれらの要件を遵守したことを登録官に認めさせることができないか、又はこれらの要件を遵守するために出願を補正しないときは、登録官はその出願を拒絶することができる。

マレーシア特許規則 第 27C 条 実体審査

(4) 特許法第 30 条(3)が適用される場合、登録官は、審査官の報告書の写しを出願人に送付するものとし、出願人は、かかる報告書の送付日から 2 月以内に当該報告書に関して意見を述べ若しくは出願を補正し、又はその両方を行うことができる。

出願が特許法及び特許規則の要件を満たした場合、登録官は実用新案証を発行する。実用新案証のうち、特別なものは、官報によって公開される (特許法第 31 条から第 35 条参照)。

実用新案証の保護期間は 10 年であるが (特許法第 35 条第 1 項)、商業・工業的に利用されていることが証明されれば、2 回に渡り 5 年ずつ延長が可能である。最初の延長は、登録から 5 年以内になされなければならない、2 回目の延長は、登録から 15 年が経過する前に行われなければならないとされている (特許法第 35 条第 2 項)。

マレーシア特許法 第 35 条 実用新案証の存続期間

- (1) 実用新案証の存続期間は、それに係る出願の出願日から 10 年とする。
- (1A) (1)を害することなく、かつ、本法の他の規定に従うことを条件として、実用新案証は、実用新案証が発行された日に付与されたときとみなし、かつ、効力を生じるものとする。
- (2) (1)に拘らず、実用新案証の所有者は、(1)にいう 10 年期間の満了前に 5 年の追加期間を求める延長申請をすることができ、かつ、第 2 期の 5 年期間の満了前に、更なる 5 年期間の延長を申請することができる。
- (3) (2)に基づく延長申請書には、それに係る実用新案証所有者の宣誓供述書であって、その実用新案がマレーシアにおいて商業上若しくは工業上使用されていることを示すもの、又はその不使用を満足できるように説明するものを添付しなければならない、か

つ、所定の年金も添付しなければならない。

- (4) 実用新案証所有者がその証明書 of 効力を維持しようとするときは、当該証明書の存続期間内の第3年及び各後続年の満了日前12月以内に、所定の年金を納付しなければならない。ただし、所定の割増料金を納付することを条件として、前記満了日後6月の猶予期間が認められるものとする。
- (5) 年金が(4)に従って納付されなかったときは、その実用新案証は消滅するものとし、かつ、年金の不納による実用新案証消滅の通知を官報に公告するものとする。

3. 同時出願の可否

実用新案及び特許の同時出願はできないとのことである。しかし、特許出願を実用新案証出願に変更すること、及び実用新案証出願に変更することは可能である（特許法第17B条、特許規則第33C条）。同変更の際に使用される変更請求書は、審査官が作成した審査報告を登録官が出願人に知らせた日から6か月以内に提出しなければならないとされている（特許法第17B条第4項）。

変更請求は、様式5Gにおいて行われる必要があり（特許規則第33C条第1項）、2万6,000マレーシア・リングギ（電子出願の場合）又は2万9,000マレーシア・リングギ（通常出願の場合）の費用がかかる。

なお、発明が、特許を受けることができないものであるとき（特許法第13条）、同様の考案は実用新案としても登録ができないものとされている。

マレーシア特許法 第17B条 特許出願の実用新案証出願への変更及びその逆の変更

- (1) 特許出願は、実用新案証出願に変更することができる。
- (2) 実用新案証出願は、特許出願に変更することができる。
- (3) 特許出願を実用新案証出願に変更するための又は実用新案証出願を特許出願に変更するための請求書は、その出願人が提出するものとし、かつ、本法に基づいて制定される規則を遵守しなければならない。
- (4) 本条に基づく変更請求書は、第30条(1)又は(2)に従って審査官が作成した報告を、登録官が出願人に知らせた日から6月以内に提出しなければならない。
- (5) 本条に基づく変更請求書は、所定の手数料が登録官に納付されていない限り、受理されないものとする。
- (6) 変更された出願は、原出願の出願時にされたものとみなす。

特許規則第33C条 出願の転換

- (1) 特許出願を実用新案登録出願に変更すること又は実用新案登録出願を特許出願に変更することを求める特許法第17B条(3)に基づく請求は、所定の手数料を納付し様式5G

- を提出することにより登録官に対してなされなければならない。
- (2) 変更の理由があると認める場合、登録官は、請求を行う者に対してその旨を書面で通知しなければならない。
 - (3) (2)に規定する通知を受け取った場合、請求を行う者は、当該通知の送付日から1月以内に、登録官に次の手数料を納付するものとする。
 - (a) 特許出願の実用新案証出願への転換の場合は、規則45に基づき納付されるべき手数料
 - (b) 実用新案証出願の特許出願への転換の場合は、規則7に基づき納付されるべき手数料
 - (4) 疑問を避けるため、本条規則に基づく転換がなされた場合、原出願に関して納付された手数料は返還されないことを明記する。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

実用新案の権利者が権利行使をするにあたっては、(わが国において必要とされている)実用新案技術評価の取得等の要件は不要である。

ただし、侵害訴訟は、侵害行為から2年を経過した場合には提起することはできなくなるため、2年以内に侵害訴訟を提起する必要がある点には留意する必要がある(特許法第59条第3項)。

マレーシア特許法 第59条 侵害訴訟

- (1) 実用新案証所有者は、その実用新案証を侵害した者又は侵害している者を相手として、訴訟を提起する権利を有するものとする。
- (2) 実用新案証所有者は、侵害となる虞がある行為(この部においては、「急迫した侵害」という)を遂行する者に対しても、同じ権利を有するものとする。
- (3) (1)及び(2)の訴訟は、侵害行為から2年を経過した後は、提起することができない。

5. 登録された権利を無効にし又は取消すための手段

実用新案権の侵害を主張されている者は、以下の要件に基づいて、実用新案を無効にするために、裁判所に対して訴訟を提起することが可能である(特許法第56条)。

マレーシア特許法 第56条 特許の無効

- (1) 自己の法的利益を侵害される者は、それに係る実用新案証の無効を求める訴訟を、実用新案証所有者を相手として提起することができる。
- (2) 実用新案証の無効を請求する者が次に掲げる事由を証明したときは、裁判所は、そ

れに係る実用新案証を無効にしなければならない。

- (a) 実用新案証において実用新案としてクレームされているものが、第 17 条の意味における実用新案でないこと、又は第 13 条若しくは第 31 条(1)に基づいて保護から除外されていること
- (b) 明細書又はクレームが第 23 条の要件を遵守していないこと
- (c) クレームされている実用新案を理解するために必要な図面が提出されていないこと
- (d) その実用新案証を受ける権利が、実用新案証を付与された者に属していないこと、又は
- (e) 不完全若しくは不正確な情報が第 29A 条(4)に基づいて、その実用新案証の付与を受けた者又はその代理人によって登録官に故意に提供されたか、又は提供するようにされたこと

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

冒認出願実用新案を無効とした事例の存在を認識していないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

先使用の抗弁は、以下特許法第 38 条のとおり、マレーシア国内で善意で製品を製造等する場合で、又はそれに向けて紳士な準備をしていれば出願に対する実用新案権の付与に拘らず、考案を実施する権利を有する。

マレーシア特許法 第 38 条 先の製造又は使用から生じる権利

- (1) 人が、実用新案証出願の優先日において、
 - (a) マレーシアにおいて善意で、その出願においてクレームされている実用新案の主題である製品を製造していたか又はその主題である方法を使用していた場合、
 - (b) マレーシアにおいて善意で、(a)にいう製品を製造する又は方法を使用するために、真摯な準備をしていた場合は、その出願に対する実用新案証の付与に拘らず、当該人は、その実用新案を実施する権利を有するものとする。ただし、前記の者によってマレーシアにおいて、その製品が生産されること、又はその方法が使用されることを条件とする。

(2) 外国における公知の抗弁

外国による公知による無効主張は、実用新案権侵害を主張された被告が実用新案権を無効とする抗弁として用いられている。

マレーシア特許法 第 14 条 新規性

(2) 先行技術は、次に掲げるものによって構成されるものとする。

- (a) その実用新案をクレームする実用新案証出願の優先日前に、書面による公表、口頭の開示、使用又はその他の方法で公衆に開示されたすべてのもの
- (b) (a)にいう出願より先の優先日を有する国内実用新案証出願の内容であって、その内容が前記国内出願に基づいて付与される実用新案証に包含されている場合のもの

第7章 ミャンマー



ミャンマーには、実用新案の保護制度は存在しない。

第8章 フィリピン



1. 方式審査の有無、内容

フィリピンにおける実用新案出願に対しては、フィリピン知的財産庁特許局（Bureau of Patents）が方式審査を行う。

方式審査の内容は、特許、実用新案及び意匠に関する改正施行規則（The revised implementing rules and regulations for patents, utility models and industrial designs（略称：Rules on Patents）「フィリピン特許規則」）¹¹第 1406 条に定められており、以下の(a)から(j)の考慮要素に基づき判断されることとなる。

フィリピン特許規則 第 1406 条（実用新案出願の方式審査）
特許局は、出願に対する方式審査を行い、その報告が出願人に送付される。出願は、本規則に規定された次のような方式要件を考慮して評価される。

- (a) 登録することができない実用新案の一つに該当するか否か。
- (b) 実用新案登録の出願の内容。
- (c) 条約による優先権を主張する場合、優先権に係る書類（優先権主張番号、優先権主張日、優先権を主張する国等）。
- (d) 出願人が考案者でない場合、当局による証明。
- (e) 譲渡証書。
- (f) 全ての料金の支払（例：超過クレーム手数料）。
- (g) 出願人の署名。
- (h) 考案者の特定。
- (i) 考案の説明、クレーム、概要の内容。
- (j) 正式図面（もしあれば）。

ここで、上記(a)の「登録することができない実用新案」については、フィリピン特許規則第 1401 条が実用新案に準用する同第 202 条に、以下のように定められている。

¹¹ 英語版は、フィリピン知的財産庁のウェブサイト (<http://ipophil.gov.ph/index.php/utility-models/laws-and-irrs>) や WIPO のウェブサイト (<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ph/ph093en.pdf>) で取得可能である。

フィリピン特許規則

第 1401 条（登録することができない実用新案）

特許に関する規則第 2 部、第 202 条における特許を受けられない発明に関する規定は、登録することができない実用新案に準用する。

第 202 条（特許を受けられない発明）

次のものは特許権の保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論、数学的方法、自然法則、科学的真実又は知識
- (b) 抽象的アイデア又は理論、その概念をもって技術的效果を生む方法又は過程を除く基本的な概念
- (c) 計画、規則、精神的活動の遂行方法及び遊戯。
- (d) その方法又はシステムを実行するための技術的手段の無いビジネスの方法又はシステムのようなビジネスの遂行方法。
- (e) コンピュータ・プログラム
- (f) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。この規定はこれらの方法のいずれかに使用するための物及び組成物には適用しない。
- (g) 植物の品種、動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的な方法。この規定は微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。
- (h) 美的創作物。
- (i) 公序良俗、保健福祉若しくは道徳に反するもの、クローン技術若しくは人間若しくは動物の生殖細胞の遺伝的同一性の組換え、又は人間の胚細胞の利用。

2. 実体審査の有無、内容

まず前提として、フィリピンにおける実用新案の実体的要件は、新規性及び産業上の利用可能性であり、進歩性は要件になっていない（知的財産法典の規定、知的財産庁の設立並びにその権限及び機能の規定その他の目的のために規定する法律（An act prescribing the intellectual property code and establishing the intellectual property office, providing for its powers and functions, and for other purposes（略称：Intellectual Property Code）「フィリピン知的財産法」）¹²第 109.1 条、フィリピン特許規則第 1400 条）。

¹² 特許庁の日本語訳（<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>）。英語版は WIPO のウェブサイト（http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129343）や UNESCO のウェブサイト（http://portal.unesco.org/culture/en/files/39609/12505084093ph_IPCode_1998_en.pdf/ph_IPCode_1998_en.pdf）で取得可能である。なお、フィリピン知的財産法は 2013 年 2 月 28 日に改正されており、改正法は、フィリピン政府のウェブサイトですべて入手可能である（<http://www.gov.ph/2013/02/28/republic-act-no-10372>）。

フィリピン知的財産法 第 109.1 条 (実用新案に関する特別規定)

- (a) 発明は、新規性があり、かつ、産業上の利用可能性がある場合は、実用新案として登録を受けることができる。
- (b) 第 21 条「特許を受けることができる発明」は、保護の条件としての進歩性への言及を除き適用する。

フィリピン特許規則 第 1400 条 (登録することのできる実用新案)

新規であり産業上の利用可能性のある人間の活動のいかなる分野における問題のいかなる技術的解決方法も、登録を受けることができる。

そして、フィリピン知的財産庁特許局は、実用新案出願に対し、原則としてその実体的要件の審査を行わない (フィリピン特許規則第 1405 条第 1 文)。

フィリピン特許規則 第 1405 条 (実用新案の登録)

特許局は、実用新案について迅速な登録手続を採用する。全ての実用新案出願は、超過クレーム手数料及び公告料を含む全ての必要な料金が支払われ、本規則に定める全ての方式要件が満たされる限り、実体的審査無く登録される。しかし、出願人は、本規則第 1901 条から第 1903 条の規定に基づき、その権利を行使する前に新規性及び産業上の利用可能性に係る特許局の決定による利益を得るため、登録性に関する報告を求めることができる。

なお、実用新案出願の公告の日から 30 日以内に、何人も、関連する先行技術を引用しての新規性及び産業上の利用可能性に係る不利な情報を提供することができる (フィリピン特許規則第 1701 条)、フィリピン知的財産庁特許局は、実用新案出願の公告後にその事実を利害関係団体に通知してその検討に供し (同第 1700 条)、当該利害関係団体から公告の日から 30 日間満了時まで不利な情報の提供が無い場合には実体審査なく実用新案の登録を認める (同第 1703 条)。しかし、不利な情報の提供があったときは、実体審査のうえで特許局長が登録の可否を決定することとなる (同第 1702 条)。

フィリピン特許規則

第 1700 条 (実用新案及び意匠出願の利害関係団体による検討)

実用新案及び意匠登録の透明性並びに登録される実用新案又は意匠の質の利益のため、利害関係団体は、実用新案又は意匠出願の公告後、特許局から通知を受ける。

第 1701 条 (不利な情報) (第 1 文のみ抜粋)

実用新案又は意匠出願の公告の日から 30 日以内に、何人も、実用新案又は意匠の登録性に関する、関連する先行技術を引用しての新規性及び産業上の利用可能性に係る問題を含む

不利な情報を書面で提出することができる。

第 1702 条（特許局長の決定）（第 1 段落のみ抜粋）

特許局長は、実用新案又は意匠を登録すべきか否かを決定する。特許局長は、同様に、出願人に対し、出願を登録性の要件を満たすように訂正することを命じることができる。この目的のために、特許局長は、職権により登録性に関する報告を発行することができる。訂正された出願は、本規則に従い登録に先立って再公告される。

第 1703 条（不利な情報が無い場合の実用新案及び意匠の登録）

出願が本規定に定める登録に係る全ての方式要件を満たし、特許局が 30 日の公告期間を満了しても利害関係団体から不利な情報を受領しなかったときは、特許局はその実用新案又は意匠の登録を認め、当該利害関係団体及び出願人に通知する。

3. 同時出願の可否

フィリピンにおいては、同一の対象について、実用新案及び特許の同時出願は許されない（フィリピン知的財産法第 111 条）。

フィリピン知的財産法 第 111 条（並行出願の禁止）

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の対象について実用新案登録出願と特許出願の 2 個の出願をすることはできない。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

フィリピン知的財産法第 108.1 条は、実用新案について、同第 109 条において明示的に除外されているものを除き、特許に関する規定を準用するとしており、同第 109 条に特段の実用新案に係る権利行使要件は定められていない。したがって、実用新案の権利者は、権利行使にあたり、わが国における実用新案技術評価書に類する書類は不要である。

ただし、実用新案の出願人は、権利行使に先立ち、フィリピン知的財産庁特許局に対して、新規性及び産業上の利用可能性に係る検討を含む、登録性に関する報告を求められることができる（フィリピン特許規則第 1405 条第 2 文）。

権利者が権利行使にあたってこの登録性に関する報告を有していない場合、侵害者に対する暫定的差止命令や民事上の搜索差押に係る令状を得ることが困難となる可能性がある。また、実用新案は実体審査を経ずに登録され得るものであるため、登録性に関する報告がない場合、権利行使にあたって裁判所又はフィリピン知的財産庁が権利者の主張に説

得されない可能性がある。

フィリピン特許規則 第 1405 条（実用新案の登録）

特許局は、実用新案について迅速な登録手続を採用する。全ての実用新案出願は、超過クレーム手数料及び公告料を含む全ての必要な料金が支払われ、本規則に定める全ての方式要件が満たされる限り、実体的審査無く登録される。しかし、出願人は、本規則第 1901 条から第 1903 条の規定に基づき、その権利を行使する前に新規性及び産業上の利用可能性に係る特許局の決定による利益を得るため、登録性に関する報告を求めることができる。

登録性に関する報告の取得費用は、「大規模な法的主体」（原文は”big entity”、下記の「小規模な法的主体」に該当しない自然人及び法人を意味する。）については 1,111 フィリピンペソであり、「小規模な法的主体」（原文は”small entity”、資産が 1 億フィリピンペソ以下の自然人若しくは法人、又はフィリピン政府に保有され若しくは支配されている企業、州立大学及び国立の学校を含むフィリピン政府の機関、局若しくは部署を意味する。）については 555.5 フィリピンペソである。

また、登録に関する報告を取得するまでに要する時間については、フィリピン知的財産庁が登録性に関する報告の要求を受領した時から報告が発行されるまで、少なくとも 2 か月程度はかかることが多いようである。

実際には、フィリピンにおいて登録性に関する報告を求める出願人は少なく、フィリピン知的財産庁の実用新案部門の審査官による非公式のコメントによれば、同部門への申立ては平均で年間 10 件程度であり、ただ、2013 年の下半期は 19 件の申立があったとのことである。なお、同審査官によれば、フィリピンにおいて出願人が登録性に関する報告を求める理由は、通常は、①権利行使のため、②実用新案登録の有効性の決定のため、③フィリピン科学技術省後援事業の競争入札要件を満たすため、の 3 つとのことである。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

利害関係人は、フィリピン知的財産法第 109.4 条(a)から(d)に規定された理由に基づき、フィリピン知的財産庁に対し、実用新案登録の取消を請求することができる。ここで、同第 109.4 条(a)が引用する同第 109.1、22、23、24、及び 27 条は、いずれも、実用新案登録の実体的要件である新規性及び産業上の利用可能性に関する規定である（同第 26 条の進歩性の要件は引用されていない。）。

さらに、フィリピン当事者系手続に関する規則（Regulations on inter partes proceedings）¹³・規則 4 第 1 条にも実用新案登録の取消に係る規定があり、そこでは、実用新案登録が

¹³ 特許庁の日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/toujisya.pdf>)。また、英語版も

原出願の内容を超えていることが、取消の理由として付加されている（同条(e)）。

なお、フィリピン知的財産法上、「無効」との文言と「取消」との文言は、厳密には使い分けられておらず、それぞれ別個の手続があるわけではないが、通常は、実用新案が実体的に「無効」である場合に、手続的に「取消」されるといった使い分けがなされているようである。

フィリピン知的財産法

第 109.4 条（実用新案に関する特別規定）

第 61 条から第 64 条に定める手続において、実用新案登録は、次の理由により取消される。

- (a) クレーム対象考案が実用新案として登録できないものであり、特に第 109.1、22、23、24、及び 27 条の規定に照らして登録性の要件を満たさないこと。
- (b) 考案の説明及びクレームが所定の要件を満たさないこと。
- (c) 考案の理解に必要な図面が提供されていないこと。
- (d) 実用新案登録の権利者が考案者でなく、その承継人でもないこと。

第 61.1 条（特許の取消）（柱書抜粋）

利害関係人は、所定の手数料を納付することにより、次のいずれかの理由に基づいて、特許又はそのクレームの全部若しくは一部の取消しを請求することができる。

フィリピン当事者系手続に関する規則 規則 4 第 1 条（実用新案登録の取消理由）

実用新案登録の存続期間中は、何人も、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、実用新案登録の取消を特許局長に請求することができる。

- (a) クレーム対象考案が実用新案として登録できないものであり、登録性の要件を満たさないこと。具体的には以下のとおり。
 - (i) フィリピン知的財産法第 23 条及び第 24 条に規定する通り新規でない場合。
 - (ii) フィリピン知的財産法第 27 条に規定する通り産業上の利用性がない場合。
 - (iii) フィリピン知的財産法第 22 条に規定する通り特許による保護から除外されている場合。
- (b) 考案の説明及びクレームが所定の要件を遵守していないこと。
- (c) 考案の理解に必要な図面が提供されていないこと。
- (d) 実用新案登録の権利者が考案者でなく、その承継人でもないこと。
- (e) 実用新案登録が原出願の内容を超えていること。

取消手続の通常の進行では、取消請求者による申立書、権利者からの答弁書の提出後、

特許庁ウェブサイト (http://www.jpo.go.jp/shiryuu_e/s_sonota_e/fips_e/pdf/philippines_e/e_toujisya.pdf) で入手可能である。

和解の試みがなされ、和解に失敗したときは、口頭審理を経て、フィリピン知的財産庁が当該実用新案に上記の無効理由があると判断した場合、当該実用新案登録は取消される（手続の詳細につきフィリピン当事者系手続に関する規則・規則2）。

なお、かかる決定に対する不服申立として、再審理の申立、さらに上訴裁判所又は最高裁判所への上訴の手続がある（フィリピン当事者系手続に関する規則・規則9）。

また、侵害訴訟において、被告は、上記無効理由のいずれかに基づいて、侵害訴訟の手続の中で対象実用新案登録（又はそのクレーム）の無効を主張することができ、裁判所が当該実用新案登録を無効と判断した場合、原告の請求が棄却されるだけでなく、さらにその登録自体の取消も命じられることとなる。裁判所が実用新案登録の取消を命じた終局判決を受領したフィリピン知的財産庁法律局長は、その事実を登録簿に記載し、公示する（フィリピン知的財産法第108.1条が実用新案に準用する同第81、82条）。

フィリピン知的財産法

第81条（侵害訴訟における防御）

侵害訴訟において、被告は、利用することができる他の防御に加えて、第61条に規定する取消の請求をすることができる理由の何れかに基づいて当該特許又はそのクレームの何れかについて無効を主張することができる。

第82条（無効と認定された特許の取消）

侵害訴訟において、裁判所は、当該特許又はそのクレームの何れかが無効であると認定した場合は、それを取消し、法律局長は、裁判所による取消の終局判決を受領したときにはその事実を庁の登録簿に記録し、かつIPO公報においてその旨公示する。

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

冒認出願実用新案を無効とした裁判所又はフィリピン知的財産庁の実例について、検索した限りでは¹⁴以下の例が存在したが、注目すべき実例は見当たらないとのことであった¹⁵。

¹⁴ フィリピン知的財産庁の決定については、民間企業である CD Asia Online (<http://www.cdasiaonline.com>) が検索ソフトを販売している。

¹⁵ 新規性欠如及び冒認出願が主張されたが否定された例としては、裁判例につき、改正前の旧フィリピン知的財産法適用下の事例ながら、フィリピン最高裁判所 1997 年 9 月 5 日判決 (*Angelita Manzano v. Court of Appeals and Melecia Madolaria as Assignor to New United Foundry (G.R. 113388, 05 September 1997)*)、及びフィリピン最高裁判所 1986 年 11 月 28 日判決 (*Rosario Maguan v. Court of Appeals and Susna Luchan (G.R. No. L-45101, 28 November 1986)*) があった。また、知的財産庁の判断としては、フィリピン知的財産庁 2009 年 6 月 1 日決定 (*Carlos Ngosiok vs. Mary Lou Wong (IPO Appeal No. 14-07-09, 01 June 2009)*) があった。

- ✓ フィリピン知的財産庁 2004 年 3 月 25 日決定 (No.04-04, March 25, 2004)¹⁶
- 申立人は、被申立人の実用新案登録 (“A Plastic Purifying Septic Vault”に関するもの)につき、新規性を欠き、また被申立人は真の考案者ではないとして取消を請求した。審理においては、被申立人が自らが真の考案者である事実及び新規性がある事実の証拠の提出に失敗し、証拠提出の権利を放棄したものとみなされ、他方、上記実用新案出願の 2 年前に第三者が当該実用新案を既に実施していた旨の申立人の証言がなされたため、フィリピン知的財産庁法律局長は、申立を認め、上記実用新案登録を取消した。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

実用新案登録に係る考案を、その出願日又は優先日の前に、事業又は営業において、使用し又は使用の真摯な準備をしていた者は、先使用者として、その使用行為又は使用準備行為において意図されていた行為を継続する権利を有する (フィリピン知的財産法第 108.1 条が実用新案に準用する同第 73 条)。

フィリピン知的財産法 第 73 条 (先使用者)

73.1 第 72 条の規定にかかわらず、特許が付与される出願の出願日又は優先日の前に事業若しくは営業において善意で当該発明を使用していたか又は当該発明を使用する真摯な準備をしていた先使用者は、当該特許がその効力を生じる領域内においてその準備において意図していた当該発明の使用を継続する権利を有する。

73.2 先使用者の権利は、その事業若しくは営業又は使用若しくは使用の準備がなされていた事業若しくは営業の一部とともにする場合に限り、移転又は譲渡することができる。

なお、先使用権の範囲が「当該実用新案がその効力を生じる領域内」(フィリピン国内)に限られること (フィリピン知的財産法第 73.1 条) から分かるとおり、先使用権の抗弁を基礎付ける使用行為又は使用準備行為は、フィリピン国内のものに限られると解されている。ただし、フィリピン国外における使用行為は、後述のとおり別途新規性欠如の主張を基礎付ける場合はある。

(2) 外国における公知の抗弁

上記のとおり、侵害訴訟の被告は、実用新案の無効理由のいずれかに基づいて、侵

¹⁶ Regina Cortez and/or Silver Spirit Plastics, Inc. v. Soon Weon Seo (IPO Decision No.04-04 25 March 2004)

害訴訟の手續の中で対象実用新案登録（又はそのクレーム）の無効を主張することができる（フィリピン知的財産法第 81 条）。

そして、新規性欠如の根拠となる先行技術については、出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆が利用することができるようにされている全てのものが含まれる（フィリピン知的財産法第 24.1 条）。

フィリピン知的財産法 第 24 条（先行技術）（抜粋）

先行技術は、次のものからなる。

24.1 発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆が利用することができるようにされている全てのもの。

第9章 シンガポール



シンガポールには、実用新案の保護制度は存在しない。

第 10 章 タイ



タイ特許 (Patents Act B.E. 2522)¹⁷において、わが国における実用新案と同様の仕組みが、「小特許」(petty patent。以下、わが国の法令にあわせ「実用新案」という。)として定められている(同法第 65 条の 2)。同制度は 1999 年タイ特許法改正で導入され、近年では年間 1,300 件から 1,500 件程度の出願があり活発に利用されている¹⁸。タイの実用新案権の存続期間は、当初は出願日から 6 年であり、実用新案権者の請求により 1 回 2 年の延長を 2 回行うことができるため、最長 10 年間存続する(同法第 65 条の 7)。タイ特許法において定められた特許に関する規定の多くは、実用新案に対しても準用される(同法第 65 条の 10。以下、同条文は逐一引用しないこととする。)

1. 方式審査の有無、内容

タイ特許庁では、タイ特許法第 9 条及び第 17 条に基づき、実用新案登録出願の方式要件の審査を行う(タイ特許法第 65 条の 5)。各条項の定める方式審査の要件は以下のとおりである。

タイ特許法 第 9 条

次の発明は、本法に基づく保護を受けないものとする。

- (1) 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的又は数学的法則及び理論
- (3) コンピュータ・プログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

タイ特許法第 17 条

特許出願は、省令に定める規則及び手続に従わなければならない。特許出願書類には、

¹⁷ タイ特許法については、特許庁による日本語訳が入手可能である(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>)。また、WIPO の英訳が入手可能である(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773)。

¹⁸ Department of Intellectual Property による統計(出典: WIPO Patent Data Center; <http://ipstatsdb.wipo.org/ipstatv2/ipstats/utilitymodelSearch>)

次の事項が含まれていなければならない。

- (1) 発明の名称
- (2) 発明の特徴及び目的に関する簡単な説明
- (3) 当該発明が帰属するか又は最も密接に関連する技術分野において通常の知識を有する者が当該発明を実施及び使用することができるような完全、簡潔、明瞭かつ正確な言葉で記され、かつ発明者が自らの発明を実施する上で企図する最良の態様が示された、発明の詳細な説明
- (4) 明確かつ正確な 1 又は複数のクレーム
- (5) 省令に定めるその他の事項 タイが特許に関する国際協定又は国際協力に加盟した場合、かかる国際協定又は国際協力の要件を満たす特許出願は、本法に基づく特許出願とみなされる。

これらの内容のうちわが国と比較して注意が必要な点は、以下のとおりである（なお、以下の各点は特許についても同様である。）。

- ✓ コンピュータ・プログラム並びに人間及び動物の診断、治療、療養の方法は保護されない（タイ特許法第 9 条第 3 号、第 4 号）。
- ✓ 出願申請書には、当業者が実施可能な程度に完全、正確、かつ明瞭な記載であることに加えて発明者が知る限りのベスト・モードでの考案の詳細な説明が記載されなければならない（タイ特許法第 17 条第 3 号）。

2. 実体審査の有無、内容

タイでは実用新案の実体的な登録要件として、新規性及び産業上の利用可能性のみが要求され、進歩性は要件ではない（タイ特許法第 65 条の 2）

またタイ特許庁は、実用新案登録審査の際、実体的要件の審査を行わない。

3. 同時出願の可否

タイにおいては、同一の発明について、特許と実用新案を同時に登録出願することはできない（タイ特許法第 65 条の 3）。この制約に反して、双方について出願した場合には実用新案を出願したものとみなされる（タイ特許法第 77 条の 5）。また、この制約に反して、特許権又は実用新案権が付与されてしまった場合の処理についてはタイ特許法第 77 条の 8 の定めにより処理される¹⁹。

¹⁹タイ特許法第 77 条の 8

第 65 条の 3 の規定に違反して付与された特許又は小特許は無効とする。

何人も、第 1 段落に基づく無効について異議を申し立てることができる。

発明の登録及び特許又は小特許の付与が第 65 条の 3 の規定に違反しており、当該発明に係る特許出願及び

ただし、登録出願の区分を特許から実用新案に、又は実用新案から特許に変更することはできる（タイ特許法第 65 条の 4）。これは、特許の登録若しくは実用新案権の付与又はタイ特許法第 28 条に定める出願公告までの間に行うことができる。この場合の出願日は、出願区分を変更する前の出願日を維持するよう請求できる。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

実用新案の権利者が権利行使をするにあたっては、（わが国において必要とされている）実用新案技術評価の取得等の要件は必須ではない。しかし、利害関係者は、発明の登録及び実用新案権の付与が公告されてから 1 年以内に、担当官に対して実体審査を請求することができる（タイ特許法第 65 条の 6）。審査報告書により実用新案権の実体的要件を満たしていることが明らかになれば、当該実用新案が無効とされる可能性は小さいため、実用新案権者は自信を持って権利行使を行うことができる。しかし、権利行使に先立ってかかる審査報告書を取得することは権利行使の要件ではない。

当該審査報告に関連する裁判例として、竹をスライスする機械に関する最高裁判例がある[1]。同事案では、原告が実用新案に基づき複数の者に対する権利行使を行った後に、別の第三者が、特許庁での実体審査を申し立てた（原告は前記権利行使に先立って実体審査を申し立てていない。）。審査官は、当該実体審査において当該考案がタイ工業振興局（Department of Industrial Promotion）が以前に公開した竹をスライスする機械と同種の特徴を持つものであり、新規性を欠くと判断した。これに対して、原告は、特許委員会（Patent Board）に不服申立をしたが、同委員会も新規性を欠くとして、実用新案権を無効とした。そこで、原告は、特許委員会委員を被告として、IP&IT 裁判所(Central Intellectual Property and International Trade Court)に民事訴訟を提起したが、同裁判所及びその後の最高裁判所も特許委員会の判断を追認した。審査報告書に対する不服申立としての民事訴訟は権利者と特許委員会の間で行われることとなるため、仮に公告後 1 年が経過していない実用新案権に基づく権利行使が為された場合には、権利行使の対象となった者としては、自ら防御として上記の実体審査を申し立てることが考えられる。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

タイ特許法第 65 条の 9 に基づき、何人もまた検察官（公訴官）は、登録された実用新案について、裁判所において、当該実用新案権の取消を申請することができる。

取消の請求は、当該実用新案が、同法第 65 条の 2、又は第 65 条の 10 により準用され

小特許出願が同じ日になされた場合、特許権者、小特許所有者その他の利害関係人又は公訴官は、長官に対し、当該発明について特許又は小特許の何れか一方を選択すべきことを特許権者及び小特許所有者に通知するよう請求することができる。長官の定める期間内に合意が成立しない場合、特許権者及び小特許所有者は、共同所有者とみなされ、その発明につき小特許が付与される。

る第9条、第10条、第11条若しくは第14条の要件を満たさない場合に認められる（各下に引用する。）。

なお、特筆すべきは、これらの実用新案の実体的要件の中に進歩性が含まれていないという点であり、新規性さえあれば権利として存続してしまうため、実用新案権の効力を争う当事者は当該実用新案と同一の技術が開示された1つの引用発明を指摘しなければならない。

第65条の2

小特許は、次の条件が満たされた発明に対して付与されるものとする。

- (1) その発明が新規であること
- (2) 産業上利用できること

第9条

次の発明は、本法に基づく保護を受けないものとする。

- (1) 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的又は数学的法則及び理論
- (3) コンピュータ・プログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

第10条

発明者は、特許を出願すると共に発明者として特許に名称を記載される権利を有する。

特許を出願する権利は、譲渡又は承継により移転することができる。

特許を出願する権利の譲渡は、書面で行わなければならない、また、譲渡人及び譲受人の署名を必要とする。

第11条

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとする。

第1段落の規定は、雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの、雇用契約に基づき自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとする。

第14条

特許出願人は、次の何れかの資格を有していなければならない。

- (1) タイ国民であるか又はタイ国内に本社を有する法人であること
- (2) タイが当事国となっている特許保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民であること
- (3) タイ国民又はタイ国内に本社を有する法人に特許出願を認める国の国民であること
- (4) タイ国内又はタイが当事国となっている特許保護に関する条約若しくは国際協定の当事国内に住所を有しているか又は事実上の工業施設若しくは商業施設を有していること

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

知る限り、冒認出願された実用新案を無効とした事例はないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

タイ特許法第 36 条第 2 項第 2 号は、先使用者の保護を認めている²⁰。しかし、これによる保護を受けるためには、先使用者は、タイ国内において、タイでの特許出願日（優先権主張日ではない。）より前に善意で製造を行っていたか、そのための装置を取得している必要がある。

(2) 外国における公知の抗弁

新規性の審査は、全世界の範囲で行われる（タイ特許法第 6 条第 2 項第 2 号から第 5 号）。そのため、世界のいずれかの地で出願前に公表されていた発明については、特許登録されない。

実用新案登録が、新規性欠如を理由として取消されたタイ最高裁での判例として、*Supreme Court Decision No. 7716/2549: Method for single-press plastic molding* 及び *Supreme Court Decision No. 7995/2549: Device for filtering impurities in water* が挙げられる。後者では、最高裁は、当該実用新案の考案における必須の要素が外国の雑誌で開示されている既存の装置と同一である点を指摘しているとのことである。

²⁰ タイの先使用権制度については、特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 社団法人日本国際知的財産保護協会「先使用権制度に関する調査研究報告書」（平成 22 年度）

(https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h22_report_01.pdf) 317 頁以下を参照

第 11 章 ベトナム



ベトナム知的財産法 (Law on Intellectual Property) ²¹ 上、特許及び実用新案のいずれも発明 (Invention) というカテゴリーに属しており、特許の要件としては、(i)新規性 (novelty)、(ii)進歩性 (inventive step)、(iii)産業上の適用可能性 (susceptible of industrial application) の 3 つが挙げられており (第 58 条第 1 項)、実用新案の要件としては、(i)新規性 (novelty)、(ii)産業上の適用可能性 (susceptible of industrial application)、(iii)周知性を満たさないこと (Unless it is common knowledge) の 3 つが挙げられている (ベトナム知的財産法第 58 条第 2 項)。なお、特許の保護期間は 20 年、実用新案の保護期間は 10 年となっている (ベトナム知的財産法第 93 条)。

1. 方式審査の有無、内容

特許と同様に、実用新案の方式審査が行われる (ベトナム知的財産権法第 100 条)。かかる審査では、出願において必要な書類 (所定書式での申請書 (declaration in the prescribed form)、特許明細書 (patent specification)、手数料の支払済証明書 (evidence of fees paid)、翻訳 (language and translation)、委任状 (power of attorney)、優先的主張 (priority claim) 等) が全て揃っているかが審査される。また、これらの書類は、以下に述べるような法に規定される書式及び内容を満たさなければならない。

ベトナム知的財産法 第 109 条 工業所有権登録出願の方式審査
工業所有権登録出願は、それらの方式上の有効性を証明するために方式について審査される

(2) 工業所有権登録出願は、次の状況では方式上有効とはみなされない。

- (a) 出願が方式要件を満たさないこと (注: 第 100 条に定められる)
- (b) 出願の主題が保護に適格でないこと (注: 第 59 条に定められる)
- (c) 出願人が登録を受ける権利を有していないこと。当該権利が複数の者に属するが、そのうちの 1 人又は複数の者が出願の遂行に同意しない場合を含む。
- (d) 出願が第 89 条に規定する出願方法に反して行われたこと

²¹ JETRO の日本語訳 (http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_38.pdf)
WIPO の英語訳 (2009 年改正) (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182541)
WIPO の英語訳 (2005 年制定法) (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=274445)

(dd) 出願人が手数料及び料金を納付していないこと

ベトナム知的財産法 第 100 条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

- (1) 工業所有権登録出願は、次の書類から構成される。
- (a) 所定の様式による願書
 - (b) 第 102 条から第 106 条までの規定に従い保護を求めてクレームされた工業所有権を特定する書類、見本、情報
 - (c) 出願が代理人を通じて行われるときは、委任状
 - (d) 出願人が登録を受ける権利を他人から取得したときは、その権利を証明する書類
 - (dd) 優先権を主張するときは、それを証明する書類
 - (e) 所定の手数料及び料金の領収書
- (2) 工業所有権登録出願書類及び出願人と国家工業所有権庁との間の通信書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次のものは例外として、他の言語により作成することができるが、国家工業所有権庁の請求があればベトナム語に翻訳しなければならない。
- (a) 委任状
 - (b) 登録を受ける権利を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) 当該出願を支持する他の書類
- (3) 工業所有権登録出願の優先権を証明する書類には、次のものを含める。
- (a) 受理官庁により認証された最初の出願書類の写し
 - (b) 他人から取得したときは、優先権の譲渡証書

ベトナム知的財産法 第 59 条 発明として保護されない主題

次の主題は、発明として保護されないものとする。

- (1) 発見、科学的理論、数学的方法
- (2) 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム
- (3) 情報の提示
- (4) 審美的特徴のみの解決
- (5) 植物品種、動物品種
- (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの
- (7) ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

2. 実体審査の有無、内容

特許と同様に、実用新案の実体審査が行われる（ベトナム知的財産法第 113 条第 2 項）。かかる審査では、実用新案として承認されるための条件（(i)新規性²²、(ii)産業上の適用可能性²³、(iii)周知性を満たさないこと）を満たすか否か、先願主義（the first-to-file principle）を充たすか否かが審査され、当該実用新案の保護範囲が明確にされる。

なお、実用新案登録出願における審査請求期間は出願日又は優先日から 36 ヶ月以内であり（同条第 2 項）、その間に審査請求が為されなければ出願が取り下げられたものと見なされる（同条第 3 項）（なお、特許出願の審査請求期間は 42 ヶ月である（同条第 1 項））。

3. 同時出願の可否

実用新案及び特許権の同時出願を行うことはできない。ただし、特許の出願を行った場合において、例えば進歩性（inventive step）の要件を満たさないとき等に、当該出願を実用新案としての出願に変更することは可能であり、また逆に実用新案出願を特許出願に変更することも可能である（ベトナム知的財産法第 115 条第 1 項 dd 項）。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

ベトナムでは、上記 2 で述べた通り実用新案出願についても実体審査が行われる。したがって当該審査を経て登録される実用新案を行使する場合、日本における実用新案技術評価書又はこれに類する書類は要求されていない。なお、実務上、実用新案に係る権利の保有者は、the Vietnam Intellectual Property Institute (VIPRI) に対して、当該実用新案に関する権利侵害についての評価を求めることができる。また、実用新案に係る権利の保有者は、VIPRI に対して、当該実用新案の権利侵害者に対する何らかのアクションを起こすよう関連当局に求めることを要求することができる。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

知的財産法第 96 条第 1 条は、産業財産権（実用新案を含む）が無効となるケースとし

²² 知的財産法第 60 条第 1 条によれば、「発明登録出願の出願日又は優先日前に、ベトナムの国内外において、使用すること又は書面での説明若しくはその他の形態での方法によって、公然と開示されていない場合において、発明は、新規であると見なされる」と規定されている。なお、同条第 2 項によれば、「発明は、守秘義務を負う限られた者にのみ開示されているに過ぎない場合には、未だ公然と開示されていないものと見なされる」と規定されている。

²³ 知的財産法第 62 条によれば、「発明は、当該発明の主題となる、製品の大量生産若しくは製造、又はプロセスの反復適用を実行し、かつ、安定した結果を達成することが可能である場合、産業上の適用可能性あるものと見なされる。」と規定されている。

て、(i)登録出願者が登録を受ける権利を有さず、又は当該権利の譲渡を受けていない場合、(ii)産業財産権（実用新案を含む）の主題が、保護の承認を受けた日において保護の要件を満たしていなかった場合を挙げており、また、知的財産法第 96 条第 2 条は、(iii)産業財産権（実用新案を含む）が保護の要件を部分的に満たしていなかったときは部分的に無効となると規定している。

そして、産業財産権（実用新案を含む）の権利が侵害されていると主張する者又はその他第三者は、National Office of Intellectual Property (NOIP)に対して、上記の無効条件を満たすことを証明する証拠をもって、産業財産権（実用新案を含む）の消滅手続を申請できる。

なお、NOIP の決定に不服がある場合には、上記の申請人は、the Ministry of Science and Technology (MOST)又は裁判所に対して、不服申し立てを行うことができる。

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

ベトナムでは、冒認出願実用新案を無効とした事例等を公開したデータベースは存在せず、また、裁判所も情報を提供する義務を負わないため、冒認出願実用新案を無効とした事例は確認できないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

ベトナム知的財産法第 60 条第 1 条によれば、「発明登録出願の出願日又は優先日前に、ベトナムの国内外において、使用すること又は書面での説明若しくはその他の形態での方法によって、公然と開示されてない場合において、発明は、新規であると見なされる」と規定されている。したがって、ベトナムの国内外で関連する発明（実用新案を含む）が使用されていること（先使用）を抗弁として主張できる。

(2) 外国における公知の抗弁

上記(1)と述べたように、ベトナムの国外で関連する発明（実用新案を含む）が公然と開示されていること（外国における公知）を抗弁として主張できる。

関連法令一覧

1. カンボジア (第3章)
カンボジア特許法 (Law on patent, Utility Model Certificates and Industrial Designs (2003))
(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/tokkyo.pdf>)
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=180042)
2. インドネシア (第4章)
インドネシア特許法 (Law No. 14 of 2001 regarding Patents)
(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>)
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132)
3. ラオス (第5章)
ラオス知的財産法
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=310926)
4. マレーシア (第6章)
 - (1) 1983年マレーシア特許法 (the Patents Act 1983)
(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo.pdf>)
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304546)
 - (2) マレーシア特許規則 (Patents Regulations 1986)
(http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/tokkyo_kisoku.pdf)
5. フィリピン (第8章)
 - (1) フィリピン特許規則 (The revised implementing rules and regulations for patents, utility models and industrial designs (Rules on Patents))
(<http://ipophil.gov.ph/index.php/utility-models/laws-and-irrs>)
(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ph/ph093en.pdf>)
 - (2) フィリピン知的財産法 (An act prescribing the intellectual property code and establishing the intellectual property office, providing for its powers and functions, and for other purposes (Intellectual Property Code))
(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>)
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129343)
(http://portal.unesco.org/culture/en/files/39609/12505084093ph_IPCode_1998_en.pdf/ph_IPCode_1998_en.pdf)
 - (3) フィリピン知的財産法 (2013年2月28日改正法)

<http://www.gov.ph/2013/02/28/republic-act-no-10372>)

(4) フィリピン当事者系手続に関する規則 (Regulations on inter partes proceedings)

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/toujisya.pdf>)

http://www.jpo.go.jp/shiryoue/sonota_e/fips_e/pdf/philippines_e/e_toujisya.pdf)

6. タイ (第 10 章)

タイ特許法 (Patents Act B.E. 2522)

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773)

7. ベトナム (第 11 章)

ベトナム知的財産法 (Law No. 36/2009/QH12 of June 19, 2009, Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law on Intellectual Property (promulgated by the Order No. 12/2009/L-CTN of June 29, 2009 of the President of the Socialist Republic of Vietnam))

http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_38.pdf)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182541) (2009 年改正)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=274445) (2005 年制定法)

参考文献一覧

1. 全体に関連するもの

- (1) 小野昌延・岡田春夫『アジア諸国の知的財産制度—山上和則先生古稀記念』（青林書院、2010年）
- (2) Paul Goldstein・Joseph Straus (Editors), Intellectual Property in Asia law, Economics, History and politics, Springer-Verlag Berlin Heidelberg, 2009.
- (3) R Ian McEwin, Intellectual Property, Competition Law and Economics in Asia, OXFORD AND PORTLAND, OREGON, 2011)
- (4) Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP 協力「経済産業省委託 ASEANにおける知的関連判決へのアクセス性に関する調査」（日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部、2013年4月）
(https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_accessibility_to_ipjudgment.pdf)
- (5) Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP 協力「経済産業省委託 ASEANにおける特許権、意匠権、商標権などの産業財産権登録に拠らない発明、意匠、商標の保護に関する調査」（日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部、2013年4月）
(https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_protection_invention_design_trade_mark_noregisterd.pdf)

2. カンボジア（第3章）

JETRO「カンボジア知財レポート」（2013）
(http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/ip/pdf/laws_kh.pdf)

3. インドネシア（第4章）

- (1) ハキンダ・インターナショナル、山本芳栄「特許庁委託 模倣対策マニュアル インドネシア編」（日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2008年3月）
(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/indonesia1.pdf>)
- (2) 一般財団法人知的財産研究所「平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書—我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及び秘密管理等に関する調査研究報告書」（平成24年2月）
(http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2011_17.pdf)

4. ラオス（第5章）

JETRO「ラオス知財レポート」（2013）

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/la/ip/pdf/laws_la.pdf)

5. マレーシア (第6章)

- (1) Tay & Partneres Su Siew Ling, Partner, Advocate & Solicitor April Wong Chooi Li, Advocate & Solicitor 「特許庁委託 模倣対策マニュアル マレーシア編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2013年3月)

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2010_man.pdf)

- (2) 「マレーシア 知的財産レポート 判例集」(2012年1月)

(<http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/precedent.pdf>)

6. フィリピン (第8章)

- Angara Abello Concepcion Regala & Cruz Law Offices 「特許庁委託 模倣対策マニュアル フィリピン編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2010年3月)

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/ip/pdf/2009_mohou.pdf)

7. シンガポール (第9章)

- ATMD バード & バード法律事務所 Alban Kang (アルバン・カン) 他「特許庁委託 模倣対策マニュアル シンガポール編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2012年3月)

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf)

8. タイ (第10章)

- (1) S & I International Bangkok Office 井口雅文 (Mr. Masahumi Iguchi) 「特許庁委託 模倣対策マニュアル タイ編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2008年3月)

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/2008_mohou.pdf)

- (2) 前掲一般財団法人知的財産研究所「平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書—我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及び秘密管理等に関する調査研究報告書」

(http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken/2011_17.pdf)

- (3) 特許庁「アジア諸国の商標制度・運用に関する調査研究報告書」(平成15年)

(http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/tr-ajia_kenkyuu_houkoku.htm)

- (4) 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 社団法人日本国際知的財産保護協会「先使用権制度に関する調査研究報告書」(平成22年度)

https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h22_report_01.pdf

9. ベトナム（第11章）

- (1) Pham & Associates 法律事務所「特許庁委託 模倣対策マニュアル ベトナム編」
（日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2012年3月）
http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/mohou_2011.pdf
- (2) 「〔特許庁委託〕 ジェトロ海外工業所有権情報 ベトナムの工業所有権事例・判例集
（2000年3月）」
http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/2000_han.pdf
- (3) 前掲一般財団法人知的財産研究所「平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査
研究報告書—我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及
び秘密管理等に関する調査研究報告書」
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken/2011_17.pdf

協力法律事務所一覧表

国名	事務所名	責任者
シンガポール ブルネイ	Drew & Napiar (Singapore) http://www.drewnapier.com	Mr. Dedar Singh Gill Ms. Yvonne Tang
カンボジア ラオス ミャンマー	Rouse (Bangkok & Yangon) http://www.rouse.com	Mr. Fabrice Mattei Mr. Manoon Changchumni
インドネシア	Rouse (Jakarta) http://www.rouse.com	Mr. Nick Redfearn Mr. Kin Wah Chow
マレーシア	Shearn Delamore & Co. http://www.shearndelamore.com	Ms. Karen Abraham
フィリピン	ANGARA ABELLO CONCEPCION REGALA & CRUZ http://www.acralaw.com	Mr. John Paul M. Gaba
タイ	Domnern Somgiat & Boonma http://www.dsb.co.th	Mr. Rutorn Nopakun
ベトナム	Fraser Law Company http://www.frasersvn.com	Mr. Mark Fraser

担当者一覧表

氏名	担当
武川 丈士 小松 岳志	監修
小野寺 良文 岡田 淳	全章（編集）
落合 孝文	第3章 カンボジア（編集） 第5章 ラオス（編集） 第7章 ミャンマー（編集）
池田 毅	第10章 タイ
増田 雅史	第4章 インドネシア
山口 健次郎	第11章 ベトナム
辰野 嘉則	第8章 フィリピン
田中 亜樹	第2章 ブルネイ 第9章 シンガポール
小笠原 匡隆	第6章 マレーシア
嶋村 直登	第3章 カンボジア 第5章 ラオス 第7章 ミャンマー
呂 佳叡	第3章 カンボジア 第5章 ラオス 第7章 ミャンマー

経済産業省委託

ASEANにおける実用新案/小特許に関する制度の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。